

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案参照条文

目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	2
二	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）	2
三	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	3
四	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	6
五	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）	10
六	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	11
七	外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）	11
八	貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	12
九	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）	12
十	抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）（抄）	13
十一	金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）	13
十二	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）	13
十三	特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（抄）	14
十四	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	14
十五	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	15
十六	金融庁設置法（平成十年法律第三十号）（抄）	15
十七	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）	16
十八	短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	17

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

2）8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10）17（略）

別表等（略）

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設定若しくは管理

八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

九 農村工業に関する施設

十 共済に関する施設

十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設

十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十五 前各号の事業に附帯する事業

2 } 29 (略)

(主管行政庁)

第九十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八条（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項及び第七十三条の二十二第二項の場合を除いては、中央会、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については都道府県知事（第十条第一項第三号の事業を行う組合の信用事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

2 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の二第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十一条の三第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第九十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

3 } 11 (略)

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 (略)

23 (略)

25 この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第七条の二第一項において「国債証券等」という。） 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるものうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）（私募の取扱い）  
六 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ 外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

八 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

二 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ 外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ 第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

## 第九章

第二百十条 証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）の職員（以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（前章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるもの）に係る事件をいう。以下この章において同じ。（）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め

、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去った物件を領置することができる。

2 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。  
第二百十一条以下（略）

#### 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他漁場の利用に関する施設（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利  
用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 七 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設
- 八 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する施設
- 八の二 組合員の共済に関する施設
- 九 組合員の福利厚生に関する施設
- 十 水産に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提  
供に関する施設
- 十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十一の二 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん

十二 前各号の事業に附帯する事業

259 (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所属員」と総称する。)の事業又は生活に必要な資金の貸付け
  - 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
  - 三 所属員の事業に必要な物資の供給
  - 四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
  - 五 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
  - 六 水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他漁場の利用に関する施設(漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。)
  - 七 船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備に関する施設
  - 八 会員の監査及び指導
  - 九 所属員の遭難防止又は遭難救済に関する施設
  - 十 所属員の福利厚生に関する施設
  - 十一 水産に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設
  - 十二 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
  - 十二の二 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん
  - 十三 前各号の事業に附帯する事業
- 2511 (略)
- (事業の種類)
- 第九十三条 水産加工業協同組合(以下この章及び次章において「組合」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
  - 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 六の二 組合員の共済に関する施設
- 七 組合員の福利厚生に関する施設
- 八 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十 前各号の事業に附帯する事業

2 } 8 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け
- 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 所属員の事業に必要な物資の供給
- 四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 七 会員の監査及び指導
- 八 所属員の福利厚生に関する施設
- 九 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十一 前各号の事業に附帯する事業

2 } 9 (略)

(監督行政庁等)

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条(第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。 )及び第九十一条の三第一項(第一百条第五項において準用する場合を含む。 )の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。 )並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事(第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に関する第二百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事)とする。

2 この法律(第八項に規定する規定を除く。 )における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣(第十一条の五第一項第一号及び第二号(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる基準並びに第十一条の七第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。 )に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。 )の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

3 } 15 (略)

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(平成十四年法律第 号) (抄)

(水産業協同組合法の一部改正)

第一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号の二を同項第十五号とし、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「水産に関する経営及び技術の向上並びに」を削り、「教育並びに」を「教育及び」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に

第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

(中略)

第八十七条第一項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号の二を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「水産に関する経営及び技術の向上並びに」を削り、「教育並びに」を「教育及び」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
  - 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- (以下略)

## 五 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号) (抄)

(取引の受託等の許可)

### 第二百二十六条 (略)

#### 2 (略)

3 許可の種類に係る商品市場における取引の委託又はその委託の取次ぎは、当該商品市場について第一項の許可を受けた者(外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所を有するものに限る。)(以下「商品取引員」という。)でなければ、受け、又は引き受けてはならない。

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

第四百四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 農林水産省関係商品(商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)(のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物

品が農林水産省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「農林水産省関係商品市場」という。）のみを開設する取引所、農林水産省関係商品市場に係る商品取引員、農林水産省関係商品市場のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関又は農林水産省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引に係る店頭商品先物取引業者については、農林水産大臣

二 経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する取引所、経済産業省関係商品市場に係る商品取引員、経済産業省関係商品市場のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関又は経済産業省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引に係る店頭商品先物取引業者については、経済産業大臣

三 取引所、商品取引員、指定弁済機関若しくは店頭商品先物取引業者であつて前二号に掲げるもの以外のもの又は商品先物取引協会については、農林水産大臣及び経済産業大臣

六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 } 17（略）

18 この法律において「投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む者をいう。

19 } 29（略）

七 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六

十五条の二第一項（金融機関の証券業務の登録）に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

三 八（略）

## 八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

3（略）

（登録）

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2・3（略）

## 九 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設した者をい

十 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「抵当証券業者」とは、次条の登録を受けて抵当証券業を営む法人をいう。

（登録）

第三条 抵当証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

十一 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 } 10（略）

11 この法律において「金融先物取引業者」とは、第五十六条の許可を受けて金融先物取引業を営む法人をいう。

十二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 } 4（略）

5 この法律において「商品投資販売業者」とは、次条の許可を受けて商品投資販売業を営む者をいう。

6～8 (略)

(主務大臣等)

第四十九条 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とし、第三章における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

十三 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2～7 (略)

8 この法律において「小口債権販売業者」とは、第五十二条の許可を受けて小口債権販売業を営む者をいう。

(小口債権販売業者とみなす特定債権等譲受業者)

第六十四条 特定債権等譲受業者が特定債権等組合契約の締結を行う場合においては、当該特定債権等譲受業者を小口債権販売業者とみなして、この節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十八条第五号及び第五十九条第一項から第三項までの規定中「解除」とあるのは、「解除（特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。）」とする。

(主務大臣等)

第七十二条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

2～4 (略)

十四 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 } 4 (略)

5 この法律において「不動産特定共同事業者」とは、次条第一項の許可を受けて不動産特定共同事業を営む者をいう。

6 (略)

(主務大臣等)

第四十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第三項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものであつて、金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに係る不動産特定共同事業に関する事項については、内閣総理大臣及び国土交通大臣

二 前号に規定する不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業に関する事項については、国土交通大臣

2 } 4 (略)

十五 保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 } 6 (略)

7 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

8 } 22 (略)

十六 金融庁設置法(平成十年法律第百二十号)(抄)

(証券取引等監視委員会)

第八条 証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)は、証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(勧告)

第二十条 委員会は、証券取引法、外国証券業者に関する法律又は金融先物取引法(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 (略)

十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)(抄)

(金融機関等による疑わしい取引の届出等)

第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関する第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならぬ。

2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融庁長官)に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融庁長官に通知するものとする。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（郵政事業庁長官による疑わしい取引の通知）

第五十五条 郵政事業庁長官は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融庁長官に通知するものとする。

十八 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

4（略）